● 気候変動にも適応した脱炭素社会の実現に向け、省エネの加速化、再エネ導入・利用促進の徹底、脱フロン化の推進及び適応策の強化等の所要の措置を実施

3

(1) 脱炭素で持続可能な社会に向けた目標設定

パリ協定による世界共通の長期目標

「平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分に低く保つとともに1.5℃以下に抑える」

2050年 温室効果ガス排出量実質ゼロ

2030年 温室効果ガス排出量40%以上削減 (2013年度比)

目標達成に向けた取組強化・仕組みづくり
環境基本計画改定、温暖化対策条例・再工ネ条例改正、実行計画改定

■ 事業活動に伴う温室効果ガスは、2030年度においても排出量に占める割合が高いと試算されることから、さらなる取組を促進する

① 特定事業者※削減目標の引上げ【温対条例】(指針で規定)

※ 府内における事業活動に係る年間(年度)のエネルギー使用量が原油換算数量で1,500キロリットル以上の事業者等、温室効果ガスの排出量が多い事業者

- 計画書制度の評価基準となる目標削減率を引上げ 【運輸】1%→2%【産業】2%→4%【業務】3%→6%(いずれも3年間平均)
- ② 特定事業者の再エネ導入状況報告書制度の創設 (再エネ条例)
- 特定事業者を対象に再エネ設備の導入等に係る報告・公表制度を創設

③ 自立型再エネ導入等計画認定制度の延長等 (再エネ条例)

- 中小企業等による再工ネ導入等の計画認定+税制優遇制度の5年間延長
- 上記認定基準への「地域活用要件」の追加

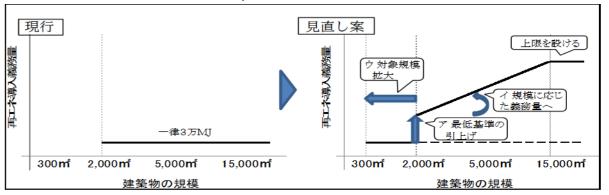
2

施行日 再エネ導入義務の規定強化(★印)は令和4年4月1日 その他は令和3年4月1日 (予定)

■ 建築物は再エネ導入ポテンシャルが高く、また長期にわたり温室効果ガス 排出量に影響を及ぼすことから、一層の再エネ導入を促進する

① 再エネ導入義務の強化 (再エネ条例) (規則で規定)

- 特定建築物(延床2,000㎡以上)に導入すべき再エネ設備の基準等の改正
- ▶ 準特定建築物(延床300㎡以上2,000㎡未満)への再エネ設備導入義務規定の創設



② 設計者から建築主への説明義務創設 【再エネ条例】

- 建築士の施主に対する再エネ設備の導入等に係る情報の書面交付・説明の義務化
- 特定建築物・準特定建築物に対する説明書面の写しの保存義務創設

③ その他改正事項【温対条例/再エネ条例】

- 特定建築物に対する再エネ、府内産木材の導入場所の拡大【温対条例・再エネ条例】
- 除外規定(開放性の高い建築物、仮設建築物等)の創設【温対条例・再エネ条例】

■ 代替フロン*の排出量が増大していることから(2013→2017年で4割増)、代替フロンの排出抑制を促進する

※ ハイドロフルオロカーボン(HFC)の略称

① 代替フロンの排出抑制等に係る届出制度等の創設 【温対条例】

- 冷媒用代替フロンを使用した機器の使用者に対して適切な管理を求める規定を創設
- 特定事業者に対して代替フロンの使用状況等の報告を求める届出制度を創設

① 再配達の削減に係る努力義務規定の創設 【温対条例】

● 事業者・府民に対して再配達の削減に努めることを求める規定を創設

② 気候変動への適応に係る地球温暖化対策の追加 (温対条例)

- 府、事業者、府民等が気候変動への適応策に取り組むべき事項を明記
- 情報提供、技術的助言等により取組を支援する地域気候変動適応センターの機能確保

(4) フロン対

<u>5</u>